

枚方市教育委員会 パートタイム会計年度任用職員（短期任用）

教育メンタル相談員（臨床心理士・公認心理師）登録募集要項

令和8年2月
枚方市教育委員会

1. 募集職種案内

職種	教育メンタル相談員（臨床心理士・公認心理師）
資格要件	臨床心理士または公認心理師の資格を有し、教職員のメンタルヘルス相談に従事可能な人
任用期間	必要に応じて随時任用します。 ※ 任用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日経過するまで）の期間は条件付採用期間となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式のものとなります。
勤務形態	平日午前9時から午後5時30分の間で、勤務時間や曜日などは応相談（週8時間以内）。 (例) 週2日で1日4時間勤務（午後1時30分～午後5時30分など） 週1日で7時間45分勤務（午前9時～午後5時30分・45分休憩）
職務内容	・教職員のメンタルヘルス相談（ストレスマネジメント、ラインケアを含む） ・メンタルヘルス研修、学校のストレスチェック集団分析への参加 ・メンタルヘルス対策に係る教職員の労働安全衛生施策に関する助言 ・その他所属長が指示する事項
勤務場所	枚方市教育委員会 学校教育部 教職員課（枚方市車塚1-1-1）
報酬	時給 2,500円 ※ 交通費については要件を満たす場合に支給します。 ※ 条例改正等により変動することがあります。
社会保険	加入しません。
休暇	要件を満たす場合に年次有給休暇を付与します。
身分	パートタイム会計年度任用職員（一般職の非常勤職員） 服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
兼業制限	任用期間中、原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定は適用されますので、兼業内容については報告する必要があります。例えば、職務専念義務に支障を来すような長時間労働を行わないよう指導することができます。 <u>なお、他で勤務している場合、今回応募の職種での勤務と合わせて労働時間が1日8時間又は週40時間を超える場合は、原則、兼業することはできません。</u>

(1) 国籍、年齢は問いません。

(2) 下記の地方公務員法第16条に該当する方は受験することができません。

（次格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 応募方法

令和8年(2026年)3月10日(火)までに電話で教職員課(050-7105-8040(直通))へお申し込みください。

日程調整のうえ、個別面接を行います。面接の際、写真を貼った履歴書(様式自由)と臨床心理士または公認心理師の資格が確認できるものを持参してください。

【応募にあたって同意いただく事項】

登録に関する提出書類は、一切お返しません。

※ 履歴書に記載された情報は、本登録の円滑な業務遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。

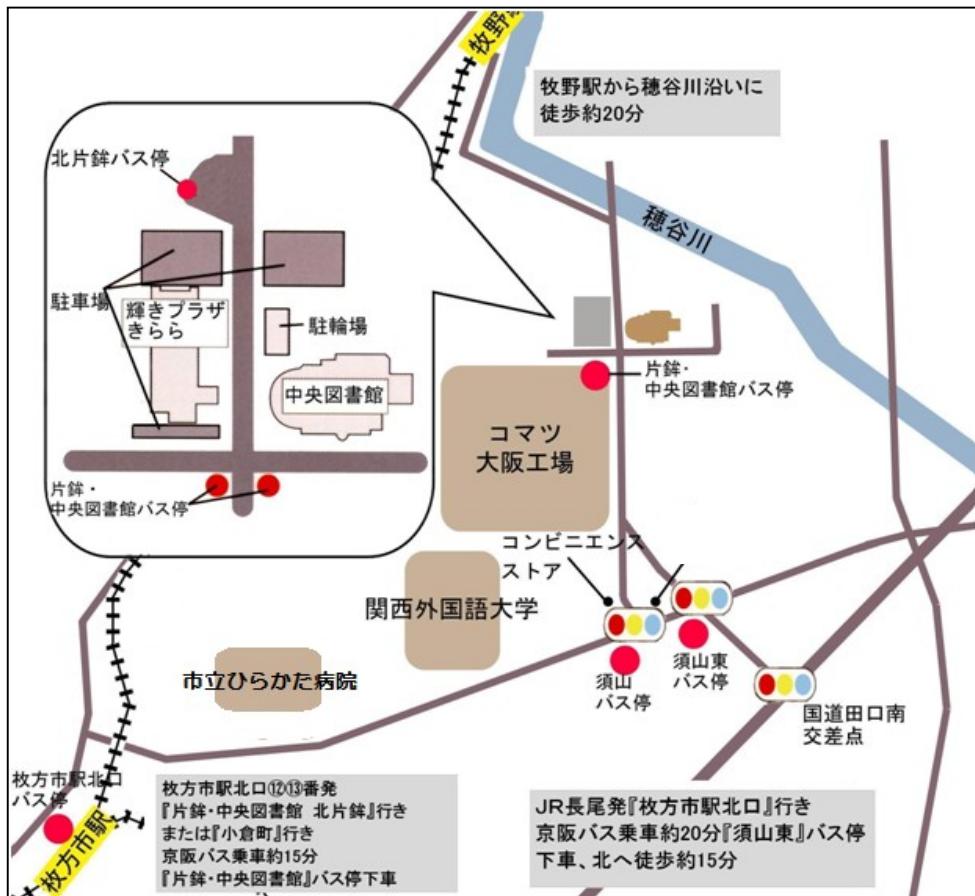
また、枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づき適正に管理します。

3. 結果通知及び登録・任用

選考のうえ登録の可否を決定し、郵便により通知します。(登録期間:令和11年3月31日まで(更新あり))

任用は、必要に応じて隨時行います。なお、登録者の全員に見合うだけの任用機会があるとは限りませんので、登録した方すべてに雇用を約束するものではありません。

【面接会場】 輝きプラザきらら 4階 (所在地:枚方市車塚1-1-1)



【問合せ先】

枚方市教育委員会 学校教育部 教職員課 TEL 050-7105-8040 FAX 072-851-2172